平成２８年（フ）第１８９号
長崎県長崎市かき道５丁目３番３－1301号
債務者　木村　千鶴
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２００号
長崎県長崎市福田本町1620番地１　市営福田本町アパート５棟204号
債務者　木下　寿子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１２号
愛知県豊橋市新栄町字南小向152番地（102）
債務者　田中　智篤
1　決定年月日時　平成28年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月21日午後２時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第４４号
大分県中津市大字東浜824番地１
債務者　永松とき子（旧姓北折）
1　決定年月日時　平成28年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月１日午後１時10分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３８０７号
大阪市旭区高殿１丁目２番20号オーシャン高殿104
債務者　上野　正紘
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０８４号
大阪府守口市藤田町３丁目13番３号
債務者　齊藤　友博
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２１号
北海道旭川市東光２条１丁目２番11号　大川マンション２Ｆ201
債務者　蔭田　優子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３７７号
静岡県焼津市焼津３丁目７番27号　高田レジデンス101、旧住所静岡県焼津市中里129番地の３
債務者　池田　　明
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月５日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５５０号
静岡市葵区瀬名川１丁目26番12－202号、旧住所静岡市葵区瀬名川３丁目14番17号
債務者　弘田　健一
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月５日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止の取消決定確定等

平成２８年（フ）第８８３号
福岡市博多区光丘町１丁目３番19－105号
破産者　横尾　隆児
1　主文　本件破産手続廃止決定を取り消す。
2　決定確定日　平成28年９月29日
3　破産債権の届出期間　平成28年10月31日
4　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月５日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第２２２号
茨城県古河市女沼728番地の２
破産者　永塚印刷株式会社
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１１３号
川崎市高津区久地169番地
破産者　ジャポー株式会社
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４４８号
川崎市中原区上平間1700番地49
破産者　株式会社飯塚工務店
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２１０号
愛知県知多郡美浜町河和台１丁目25番地
破産者　株式会社河和
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１号
香川県三豊市仁尾町仁尾乙1883番地
破産者　株式会社西山建設
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第４４１号
大分市大字羽屋100番地の１
破産者　有限会社ひがし装工
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７号
福岡県大川市大字榎津36番地の４
破産者　松岡漆工株式会社
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所柳川支部破産係